

下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例をここに公布する。

平成30年7月4日

下田市長 福井 祐輔

下田市条例第21号

下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業について必要な事項を定め、もって美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、災害の発生を防ぎ、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 下田市の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光又は同項第2号に規定する風力を再生可能エネルギー源とする設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行う事業(樹木の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「再生可能エネルギー発電事業」という。)を計画し、これを実施する者をいう。
- (3) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。)をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 工事施行者 再生可能エネルギー発電事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- (6) 近隣関係者 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権(建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。))をいう。)を有する者

- イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ウ その区域に事業区域を含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体
- エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体
- オ その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認めるもの

（市の責務）

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、第2条に規定する基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例の定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、景観法（平成16年法律第110号）その他関係法令及びこの条例を遵守し、並びに自然環境又は景観を損ない、並びに災害又は生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。

（適用除外）

第8条 この条例の規定は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー源の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる再生可能エネルギー発電事業については、適用しない。

（1）太陽光

- ア 事業区域が1,000平方メートル未満である再生可能エネルギー発電事業
- イ 建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置するもの

（2）風力 事業区域が1,000平方メートル未満である再生可能エネルギー発電事業のうち、再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下であり、かつ、当該設備の高さが稜線を超えないもの

（抑制区域）

第9条 市長は、次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

- （1）豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められること。
- （2）本市を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。
- （3）土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。
- 3 第1項の抑制区域は、規則で定める。

(近隣関係者への説明)

第10条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、再生可能エネルギー発電事業計画について説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定による説明会の開催に当たっては、事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 近隣関係者は、規則で定めるところにより、第1項の規定による説明会を開催した事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業計画について意見を申し出ることができる。
- 4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣関係者と協議しなければならない。

(届出)

第11条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を施行しようとするときは、当該再生可能エネルギー発電事業に着手しようとする日の60日前までに、前条の規定による近隣関係者に対する説明会の実施状況を記録した書類(以下「説明会実施記録」という。)を添えて、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
 - (2) 再生可能エネルギー発電事業の着手予定日及び完了予定日
 - (3) 事業区域の所在地及び面積
 - (4) 再生可能エネルギー発電事業の内容
 - (5) 再生可能エネルギー発電設備等の管理の方法(再生可能エネルギー発電事業の廃止後において行う措置を含む。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更着手する日の30日前までに、説明会実施記録を添えて、当該変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

(同意)

第12条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を施行しようとするとき、又は市内において施行している再生可能エネルギー発電事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

- 2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、次に掲げる再生可能エネルギー発電事業であって、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。
 - (1) 太陽光 太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の再生可能エネルギー発電事業
 - (2) 風力 再生可能エネルギー発電設備の高さが13メートル以下で、かつ、当該設備の高さが稜線を超えない再生可能エネルギー発電事業

(同意の基準等)

第13条 市長は、第11条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る再生可能エネルギー発電事業計画が規則で定める基準に適合していると認めるときは、同意する。

2 市長は、同意の際、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付すことができる。

(関係書類の閲覧)

第14条 第12条第1項の規定による同意を受けた者(以下「同意事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該同意に係る再生可能エネルギー発電事業を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを近隣関係者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手等の届出)

第15条 同意事業者は、当該同意に係る再生可能エネルギー発電事業の着手、中止、再開又は廃止をするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(完了の届出等)

第16条 同意事業者は、当該同意に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに同意内容に適合していることを確認しなければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、再生可能エネルギー発電事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を

定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第11条、第15条又は第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業に着手した者
- (3) 第17条及び前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- (4) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかった者

(公表)

第20条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を経済産業省に報告するとともに、公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により経済産業省への報告又は公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第11条の規定の例により、その届出をすることができる。

(経過措置)

- 3 施行日前において、再生可能エネルギー発電事業を施行するために必要な法令の規定による許認可を得ている者であって、施行日の前日までに再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了していないもの(次項に規定する者を除く。)に対するこの条例の適用については、第10条第1項中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めるものとする」とし、第11条第1項中「当該再生可能エネルギー発電事業に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、施行日において再生可能エネルギー発電事業に着手している場合又は施行日から60日を経過する日までの間に再生可能エネルギー発電事業に着手しようとする場合に限り、「速やかに」とし、第14条中「第12条第1項の規定による同意を受けた者(以下「同意事業者」という。)」とあるのは、「事業者」とし、「当該同意に係る再生可能エネルギー発電事業」とあるのは、「再生可能エネルギー発電事業」とし、第15条及び第16条第1項中「同意事業者」とあるのは、「事業者」とする。ただし、第12条、第13条、第16条第2項及び第19条第2項第2号の規定は適用しない。

4 前項に規定する者のうち、施行日以後に第11条第1項の規定による届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするもののこの条例の適用については、第11条第2項中「当該変更着手する日の30日前までに」とあるのは、施行日から30日を経過する日までの間に限り、「速やかに」とする。

5 前項の場合においては、施行日前に許認可を受けた再生可能エネルギー発電事業が、第12条第2項ただし書に規定する再生可能エネルギー発電事業に該当しない場合であっても、既に許認可を受けた再生可能エネルギー発電事業の内容(太陽電池モジュールの総面積又は再生可能エネルギー発電設備の高さをいう。以下同じ。)については、同項の規定にかかわらず、同意することができる。

(適用区分等)

6 施行日前において、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了している者(次項に規定する者を除く。)については、この条例の規定は適用しない。ただし、第8条各号に該当しない規模の再生可能エネルギー発電事業については、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生するおそれがあると認めるときは、当該再生可能エネルギー発電事業に係る事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

7 施行日前において、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了している者であって、施行日以後に規則で定める変更をしようとするものについては、この条例の規定を適用するものとし、第11条第1項中「再生可能エネルギー発電事業を施行しようとするときは、当該再生可能エネルギー発電事業に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「施行している再生可能エネルギー発電事業を変更しようとするときは」とし、同条第2項中「当該変更着手する日の30日前までに」とあるのは、施行日から30日を経過する日までの間に限り、「速やかに」とする。

8 前項の場合においては、施行日前に設置が完了している再生可能エネルギー発電設備が、第12条第2項ただし書に規定する再生可能エネルギー発電事業に該当しない場合であっても、既に設置した再生可能エネルギー発電事業の内容については、同項の規定にかかわらず、同意することができる。

(下田市景観まちづくり条例の一部改正)

9 下田市景観まちづくり条例(平成21年下田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表景観計画区域の部工作物の項中「高さ13メートル以下で、かつ、一団の設置面積が」を「高さ10メートル以下で、かつ、一団の設置面積が」に改める。